

**人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会
「公営住宅の管理運営」作業部会 状況報告**

平成29年11月8日

1 作業部会設置の目的（ねらい）

- ・将来の人口減少社会においても、公営住宅等の入居者及び申込者へのサービス水準を確保し、県と市町村を通じて住宅困窮者の居住の安定を図るため、今後の公営住宅管理のあり方について検討を行う。

2 これまでの活動実績（平成28～29年度）

回	開催月日	主な活動（協議）内容
(H28) 第1回	平成28年 6月20日	・公営住宅を取り巻く状況、今後の活動計画等についての説明 ・公営住宅の指定管理者による活動事例紹介
第2回	11月2日	・アンケート調査の集計結果の報告 ・今後の取組方針（検討案）の提示及び意見交換
第3回	平成29年 3月9日	・家賃滞納対策研修会（県内弁護士による講演）の実施 ・次年度以降の取組方針及び活動計画の確認
(H29) 第1回	6月8日	・公営住宅の指定管理制度導入自治体の事例紹介
専門 講座	7月27日 ～28日	・公営住宅の管理・滞納家賃回収と不当行為等への対応実務に関する専門講座の実施（県外弁護士による集中講座）
第2回	10月30日	・滞納整理とトラブル対応、管理運営基準の作成等について意見交換

3 前記活動に対する評価（効果や課題）

- ・専門講座では、公営住宅の各管理主体が苦慮している家賃滞納や不当行為への対応について、法律的な見地から丁寧なアドバイスを頂き、実務に通じる知識を深めることができた。
- ・公営住宅管理のサービス水準を継続的・安定的に確保するために、業務効率の確保を含めたより具体的な検討を進める必要がある。

4 今後の活動予定

- ・下記テーマについて引き続き議論を深めることとするが、平成29年度は作業部会1回を予定して、主に(2)についての検討を行う。

(1) 管理運営水準を高めるための検討

- ・公営住宅管理の専門的知識等の蓄積をしていくために、債権管理等に関する事例収集等を行う。

(2) 管理手法の共有化に向けての検討

- ・公営住宅管理のノウハウを継承していくために、管理主体が作成する管理運営基準に盛り込むべき項目を整理する。

(3) 指定管理者制度や外部委託等の活用の検討

- ・業務効率を確保していくために、指定管理者制度や外部委託等の導入の可能性について、事例等を検証しながら段階的に検討をする。